

一部開示決定通知書

武市企第 82 号

平成25年11月28日

様

武雄市長 樋渡啓祐



平成25年11月16日付けで請求のあった公文書の開示については、武雄市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することと決定したので通知します。

公文書の件名	①委嘱状 ②新たな起業モデル構築事業に関する覚書 ③地域おこし協力隊活動日報(4月1日～11月18日) ④『地域おこし協力隊<<全国女子会>>シンポジウム&フェスタ』開催について(ご案内) ⑤地域おこし協力隊及び集落支援員の受入れ(予定)自治体職員向けの研修の開催について ⑥「初心者向け地域おこし協力隊及び集落支援員を対象とした研修会」の開催のご案内 ⑦地域おこし協力隊の状況の把握について(依頼) ⑧「ふるさと回帰フェア2013」における「地域おこし協力隊」ブースの設置について(案内) ⑨JOIN 移住・交流&地域おこしフェア」の開催について ⑩地域おこし協力隊・集落支援員に関する調査について(照会) ⑪武雄市地域おこし協力隊設置要綱
開示の日時	開示文書郵送による
開示の場所	同上
公文書の一部を不開示とする理由	武雄市情報公開条例第7条第2号の規定に該当(理由) 個人の権利を害するおそれがあるため
所管課	つながる部 企画課 企画係 電話番号(直通)0954-23-9325

注1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

2 指定された公文書の開示の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を所管課に連絡してください。

3 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に武雄市長に対して異議申立てをすることができます(なお、こ

の決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

- 4 この決定については、この決定(上記3の異議申立てをした場合にあつては、当該異議申立てに対する決定)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、武雄市を被告として(訴訟において武雄市を代表する者は、武雄市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)